

日住協 第589号
平成21年3月13日

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会
専務理事 田 村 仁 人

「まもりすまい保険」保険料50%特別割引の終了の見通しについて
= 早期終了見込みにつき早めのお申込みを =

平成21年3月6日付け日住協第581号にて「まもりすまい保険 保険料50%特別割引」についてご案内いたしましたが、特別割引期間の終了日である3月23日(当日消印有効)を待たずに、予定戸数である3万戸に達する可能性が高まっております。

つきましては、特別割引の適用を希望される場合、できるだけ早く保険申込をしていただきますようご案内いたします。

(参考)

1. 保険料50%特別割引期間

平成21年3月9日から同年3月23日(当日消印有効)を特別割引期間とします。

ただし、補助見込み額の合計が予定額を超過した場合には、期間中であっても特別割引は打ち切られます。(予定戸数：3万戸(保険法人5社の合計戸数))

2. 特別割引期間の書類受付要件

原則として、通常どおりの申込書および必要書類を提出していただく必要があります。

ただし、特別割引期間中の特別ルールとして、受付の時点で最低限必要とする書類を通常より緩和し、以下のとおりとします。

特別割引期間受付必要書類(特別割引期間中の特別ルール)

・受付時の必須書類

保険契約申込書、建築確認申請書(建築確認申請書については申請予定のものを含め、特定行政庁や民間確認検査機関の受付印等がないものも受付できることとします。)

・受付後3営業日以内に提出していただく書類

上記を除く通常の申込に必要な書類

受付時点で建築確認済証が交付されていない場合は、初回の現場検査時まで提出していただきます。

	保険契約申込書	受付時必須
	確認申請書の写し (確認申請書は申請予定のものを含み、特定行政庁や民間確認検査機関の受付印等は必要ありません)	受付時必須
	設計図書等一式	3営業日以内に提出
	設計内容確認シート	3営業日以内に提出
	請負契約書の写し	3営業日以内に提出
	建設住宅性能評価引受書の写し (性能評価有りの場合のみ)	3営業日以内に提出
	確認済証	初回の現場検査時まで提出

3. 問合せ先

(社)日本住宅建設産業協会 担当：水野・田頭・菊原・岩脇 電話：03-3511-0611